| | | |
|---|---|---|
| 第百九十四条 | による電子上告提起通知書 | による上告提起通知書 |
| 第百九十五条 | 被上告人（当該書面の送達について法第百九条の二（電子情報処理組織による送達）第一項ただし書の届出をしている者を除く。）の数の副本（法第百三十二条の十（電子情報処理組織による申立て等）第一項の規定により当該書面に記載すべき事項をファイルに記録した場合にあっては、当該事項を出力することにより作成した書面） | 被上告人の数に六を加えた数の副本 |
| 第百九十九条第二項 | 電子上告提起通知書」とあるのは「電子上告受理申立て通知書 | 上告提起通知書」とあるのは「上告受理申立て通知書 |
| 第二百九条 | 電子上告提起通知書」とあるのは「電子抗告許可申立て通知書 | 上告提起通知書」とあるのは「抗告許可申立て通知書 |
| 第二百十条第一項 | 電子抗告提起通知書（法第三百三十条の抗告又は法第三百三十六条第一項の抗告があった旨を通知するために裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。） | 抗告提起通知書 |
| 第二百十条第二項 | 電子抗告提起通知書 | 抗告提起通知書 |
| | 電子抗告許可申立て通知書 | 抗告許可申立て通知書 |

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（破産規則の一部改正）

**第五十二条**　破産規則（平成十六年最高裁判所規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 目次 | 目次 |
| 第一章　総則（第一条―第十二条の十一） | 第一章　総則（第一条―第十二条） |
| ［第二章・第三章　略］ | ［第二章・第三章　同上］ |
| 第四章　破産債権 | 第四章　［同上］ |
| ［第一節～第三節　略］ | ［第一節～第三節　同上］ |
| 第四節　債権者集会及び債権者委員会 | 第四節　［同上］ |
| 第一款　債権者集会（第四十五条の二―第四十八条） | 第一款　債権者集会（第四十六条―第四十八条） |
| ［第二款　略］ | ［第二款　同上］ |
| ［第五章～第十二章　略］ | ［第五章～第十二章　同上］ |
| 附則 | 附則 |